三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　円命寺川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　香川県三豊市詫間町大浜
　字西ノ谷　乙四一〇番八　一号
　乙四一〇番九　二号から四号まで
　乙四〇五番一　五号及び六号
　字篠木谷　甲二〇三五番二　七号
　甲二〇三五番一　八号

○国土交通省告示第千六十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年九月二十四日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　堀切川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地に存する標柱一号と十五号を結んだ線から昭和三十九年建設省告示第五百九十五号で指定した土地の境界線までの区間の堀切川の中心線から左右各岸十五メートルまでの土地の区域
　ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イで指定した土地の区域を除く。）
　滋賀県高島市マキノ町石庭
　字宗志　八九〇番一　一号
　八八一番　二号
　八九一番一　三号
　九〇四番三　四号及び五号
　九〇一番　六号から十一号まで
　字ゲンジャム　八九四番　十二号
　八九五番一　十三号
　八九五番二　十四号及び十五号

○国土交通省告示第千七十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年九月二十四日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　中の沢
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　東京都八王子市裏高尾町
　一〇〇六番一　一号及び二号
　九五九番　三号
　九五六番一　四号及び八号
　一〇〇六番二　五号及び六号
　九五六番二　七号
　九五五番一　九号から十二号まで
　九五五番一地先道路敷　十三号
　九五五番一地先河川敷　十四号
　一〇〇八番　十五号から二十号まで
　一〇〇五番　二十一号から二十三号まで
　一〇〇三番　二十四号
　九八二番　二十五号及び二十六号
　九八一番地先河川敷　二十七号
　二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　地の岡沢
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から五十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　東京都大島町元町
　字上山　三九六番五　一号及び二号
　三九六番三　三号から六号まで
　三九八番一　七号及び八号
　四一七番一　九号から十一号まで
　四一八番　十二号
　三九九番　十三号及び十四号
　四〇〇番一　十五号及び十六号
　四〇〇番三　十七号及び十八号
　四〇一番一　十九号及び二十号
　四二一番　二十二号から二十五号まで
　四二二番　二十六号及び二十七号
　四四八番　三十九号及び四十号
　四四七番　四十一号及び四十二号
　四四六番　四十三号
　四四五番　四十四号及び四十五号
　四四四番　四十六号及び四十七号
　四四三番　四十八号及び四十九号
　一五二番　五十号
　四一六番三　五十一号から五十三号まで
　字弐千坪山　九四番　二十一号
　一〇一番　二十八号から三十五号まで
　一一三番一　三十六号から三十八号まで

○海上保安庁告示第百九十七号

航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定に基づき、東京十三号地船舶通航信号所に関する告示等の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十二年十月一日から施行する。

平成二十二年九月二十四日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

東京十三号地船舶通航信号所に関する告示等の一部を改正する告示

（東京十三号地船舶通航信号所に関する告示の一部改正）

第一条　東京十三号地船舶通航信号所に関する告示（昭和五十五年海上保安庁告示第百二十七号）の一部を次のように改正する。

通信事項の項第一号ロを次のように改める。

ロ　東京東航路及びその付近水域における長さ一五〇メートル以上の船舶及び危険物を積載した総トン数一、〇〇〇トン以上の船舶並びに東京西航路及びその付近水域における長さ三〇〇メートル以上の船舶及び危険物を積載した総トン数五、〇〇〇トン以上の船舶の動向

（東京湾海上交通センターが運用する観音埼船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示の一部改正）

第二条　東京湾海上交通センターが運用する観音埼船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示（平成二十二年海上保安庁告示第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号イ(4)中「東京灯標」を「東京沖灯浮標」に改める。

（来島海峡海上交通センターが運用する今治船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示の一部改正）

第三条　来島海峡海上交通センターが運用する今治船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示（平成二十二年海上保安庁告示第百六十九号）の一部を次のように改正する。

別表備考の項中「航路の航行」を「船舶の航行」に改める。

○防衛省告示第百七十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年九月二十四日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十二年十月八日（予備、同月九日）の〇六〇〇から二〇〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒

(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦　自衛艦五隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。